

山梨県公報

第二千七百八十七号

平成三十年

四月二十六日

木曜日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	一八三
公 告	
○使用料の収納事務の委託.....	一八三
○基本測量の終了.....	一八三
○公共測量の実施.....	一八四
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	一八四
○一般競争入札について.....	一八四
人事委員会	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則.....	一八六
○平成三十年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について.....	一八六
監査委員	
○監査の結果に基づく措置状況.....	一九四
公安委員会	
○一般競争入札について.....	二一四

告 示

山梨県告示第百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年四月十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町四日市場字風呂屋町千五百十七番九
- 三 指定道路の幅員 四・七四メートル

四 指定道路の延長 三十四・九一メートル

山梨県告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年四月十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字前田町七十九番十
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小五・九八メートル
- 四 指定道路の延長 二十三・一三メートル

公 告

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北杜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 北杜市全域
- 三 測量の期間 平成三十年四月十六日から同年八月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町松本字清水八百六十三の一、八百六十三の二、八百六十四の七、八百六十五、八百六十六の一、八百六十七の一、八百六十七の二、八百六十七の三、八百六十八の一、八百六十八の二、八百六十九の一、八百七十の一、八百七十一の一、八百七十二の一、八百七十二の二、八百七十二の四、八百七十三の一、八百七十三の三、八百七十四の一、八百七十四の三、八百七十五の一、八百七十五の三、八百七十六の一、八百七十六の二、八百七十七の一、八百七十八の二及び八百七十九の一、水並びに道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市丸の内二丁目二十一番地の一 株式会社クア・アンド・ホテル 代表取締役 三森中

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年四月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 情報処理実習装置
 - (二) 数量 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
 - (一) 甲府工業高等学校 平成三十年八月二十二日
 - (二) 北杜高等学校 平成三十年八月二十三日
 - (三) 韮崎工業高等学校 平成三十年十月一日
- 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができるところを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年五月十日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から平成三十年五月八日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から平成三十年五月八日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。

(二) 以外の方法による交付を希望する場合は、平成三十年五月二日（水）午後五時までに六七(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年六月七日（木）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―一三九五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Information Processing Training Equipment and Software (1 set)
- 2 Date and time for tender: 11:00 AM June 7, 2018
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年四月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用試験(高校卒業程度)の部中

知識・技術又はその業務に従事する	教養試験 専門試験(五肢選択) 人物試験 作文試験 資格調査
------------------	--

を

土木	主として土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職
----	-------------------------------

土木	主として土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職
農業土木	主として農業土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職

知識・技術又はその業務に従事する	教養試験 専門試験(五肢選択) 人物試験 作文試験 資格調査
------------------	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 平成三十年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
平成三十年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)を次のとおり実施する。
平成三十年四月二十六日

山梨県人事委員会
委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	49名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	2名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	6名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	3名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	6名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	16名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	3名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	3名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	文化財主事	2名程度	県庁文化財保護行政担当課及び山梨県埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用等の業務に従事する。
	建築設備	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。
	研究（材料）	1名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に材料に関する試験、研究、技術支援等の業務に従事する。
警察鑑定研究（化学）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に化学に関する鑑定研究等の業務に従事する。	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除

く。)を卒業した者若しくは平成31年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則(昭和32年山梨県人事委員会規則第7号)別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成31年3月31日までに資格を有することとなる者(※)
保健師	保健師の免許取得者又は平成31年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条例第63号)第59条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - イ 社会福祉士の資格を有する者
 - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
 - エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教

育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの

コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成30年5月15日（火）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

・平成30年5月15日（火）から平成30年5月31日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

・郵送の場合は、平成30年5月31日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

・平成30年5月15日（火）から平成30年5月23日（水）まで

・平成30年5月23日（水）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
第1次試験		平成30年6月24日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次 試 験	第1回	平成30年7月8日(日)	
	第2回	平成30年7月28日(土)～8月2日(木) のうち指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
		行政Ⅱ 20点	
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	<p>各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野は別掲のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 文化財主事は、記述式により全問解答する。 その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
			社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
			表現力、積極性、創造性等について個別面接（2回）を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
身体検査	—	<p>次に掲げる職種にあつては、職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて、身体検査書により検査を行う。</p> <p>（警察鑑定研究（化学））</p> <p>視力及び色覚について、職務遂行に支障がないか医療機関において検査を行う。</p> <p><基準></p> <p>視力：両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。</p> <p>色覚：職務遂行上支障がないこと。</p>	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。	

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政Ⅰ・Ⅱについては、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている

者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

- ※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験(行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験)の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成30年6月29日(金)
イ 最終合格者発表 平成30年8月17日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、約192,300円(平成30年4月1日現在)である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験(集団討論)及び論文試

験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成30年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ 警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学・制御、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（材料）	数学・物理、無機化学、有機化学、金属材料学、複合材料、材料加工
警察鑑定研究 （化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十六日

山梨県監査委員
 佐藤 佳臣
 小泉 久司
 安本 美紀
 同
 同
 同
 杉山 肇

定例監査（平成29年度上期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成29年11月27日発行（山梨県公報号外第61号）山梨県監査委員告示第8号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	総合政策部 政策企画課（国際総合職控室、リニア環境未来都市推進室）
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年8月1日、9月1日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（給与1）	1) (発生原因の検証結果) 振替勤務を行った職員と庶務担当者との連絡不足が原因である。 (今後の対応策等) 支給不足があった職員については、9月分給与にて不足額を支給した。今後振替勤務を行った際には、庶務担当者への連絡を徹底するとともに、時間外勤務の集計の際にも、勤務状況の再確認を徹底する。

監査対象所属	県民生活部 県民生活・男女参画課
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年7月3日、8月8日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（給与1）	1) (発生原因の検証結果) 当該週の勤務時間が38時間45分を超えていないことを確認したものの、人事給与システムに入力する際に誤って入力してしまった。 (今後の対応策等) 該当職員に説明をすることともに、直ちに時間外勤務時間の訂正を行い、納入通知書により過支給分が納付されたことを確認した。 今後、このような事務処理ミスが再発しないよう、手入力後の確認作業を徹底すること、再発防止に努める。

監査対象所属	県民生活部 私学・科学振興課
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年7月4日、8月8日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（収入1）	1) (今後の対応策等) 県立大学の法人移行時（平成22年4月）

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

県立大学授業料 過年度分 先数 2件 535,800円	に引き継いだ未収授業料のうち、残り2件は未納者が遠方に在住しており、既に授業料未納により除権処分等となっていることなどから、収納が困難となっている。収納に向け粘り強く督促を行う。
--------------------------------	---

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	総務部 職員厚生課 平成28年度 平成29年8月1日、8月31日
---------------------------	--

監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 思給の過払金 過年度分 先数 1件 764,200円	1) (発生原因の検証結果) 毎年度、受給権調査等により過払い防止に努めているが、受給権が消滅したにもかかわらず、遺族から届出がなかったため、過払金が生じた。 (今後の対応策等) 平成27年12月に遺族から債務承認書及び分割納付誓約書が提出され、平成28年1月以降は分割納付されている。引き続き、収入未済の解消に向けて取り組む。

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	総務部 税務課 平成28年度 平成29年8月2日、8月31日
---------------------------	--------------------------------------

監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1) 1) 単価契約である自動車税納税通知書作成等業務委託契約において、契約解除に関する違約金条項が、単価契約のものとなっていないかった。	1) (発生原因の検証結果) 通常の業務委託の契約書を流用したため、契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかったものがあつた。 (今後の対応策等) 今後契約する単価契約については、契約解除に関する違約金条項を適切な内容に改める。

選挙においては、違約金条項を設けて適正な事務処理を行った。 今後は選挙の都度、違約金条項の設定に留意し、適正に事務を執行するよう担当者への引継ぎを徹底していく。

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	総務部 情報政策課 平成28年度 平成29年7月31日、8月31日
---------------------------	---

監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1) 1) やまなしICT人材育成・産学官連携促進事業業務委託において、委託料を前金払していたが、次のとおり不適切な事項があつた。 ①契約書に、支払済金額に不履行期間が含まれる場合の返金規定が記載されていなかった。 ②支出負担行為向いに、前金払を行うにあつたのでやむを得ない理由が記載されていなかった。 ③財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) ①②については、過去の委託業務を参考に契約書等を作成したことが原因である。 ③は、相手方からの実績通知書に基づいて履行状況を検査し、検査結果通知書を知ることにより、検査調書の作成が足りると判断したことが原因である。 左記の指導事項は、平成26年3月28日付け出管第2244号「委託料、定期刊行物の代価等の前金払の適用について」で前金払の取扱いについて通知されていたのだが、その内容を十分認識していなかったことによるものである。 (今後の対応策等) 改めて、当該通知内容について周知徹底を図り、担当者以外の職員によるチェックの徹底などチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。 なお、平成29年4月24日付けで契約した「やまなし産学官連携 ICT人材育成事業」の契約書には、前金払の規定を設けていたが、返金規定を設けていなかったため、平成29年8月22日付けで変更契約を行った。

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	防災局 防災危機管理課 平成28年度 平成29年6月2日、7月12日
---------------------------	--

監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (物品1) 1) 郵便切手類受払簿について、次のとおり不備があつた。 ①購入した収入印紙について、登録されていないものがあつた。 ②内訳の記載に誤りがあつた。 ③物品取扱者の記載がなかった。	1) (発生原因の検証結果) ①、②については、単純な記載漏れであり、十分な確認を怠ったことによるものである。 ③については、財務規則の確認を怠り、正しい様式による受払簿で作成をしなかったためである。 (今後の対応策等)

収入印紙の受払状況を確認し、正しい様式で受払簿を整備した。 今後は、財務規則及び関係様式の確認を行い、適正な事務処理に努める。
--

監査対象所属 防災局 消防保安課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月2日、7月12日 監査の結果 講じた措置 (指導事項) 1件 (物品1) 1) 貸借物品である防災情報システム端末について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。 1) (発生原因の検証結果) リース契約締結の際に、物品調達管理システムにおける占有物品の登録処理について失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに物品調達管理システム上により占有物品受入調書を作成し処理した。 今後は、リース契約の都度、物品調達管理システム上の処理が行われるよう、課員に周知徹底を図った。

監査対象所属 福祉保健部 福祉保健総務課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月30日、8月4日 監査の結果 講じた措置 (指導事項) 1件 (給与1) 1) 平成29年3月19日に、職員を防災・危機管理宿日直のため勤務させていたが、宿日直手当が支給されていなかった。 1) (発生原因の検証結果) 勤務状況システムによる申請が行われていなかったことに加え、例月の集計時に宿日直指定表との突合を行わず申請漏れを見逃したため。 (今後の対応策等) 平成29年12月15日に当該職員へ手当を支給した。今後は、申請が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、宿日直指定表と申請内容の突合を徹底し再発防止に努める。
--

監査対象所属 福祉保健部 健康長寿推進課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月27日、8月4日 監査の結果 講じた措置 (指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 13件 13,559,430円 1) (発生原因の検証結果) 当該資金の償還金及び利子については、償還期限から14～29年経過し、滞納している借受人は13名。借受人、連帯保証人とも

②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 13件 2,191,844円 高齢化しており、経済的に困窮しているケースが多く、未収金の回収が進んでいない。 また、借受人・連帯保証人の死亡や借受人の相続人の相続放棄したケースもあり、借務者及び連帯借務者の特定に時間を要する等、債権管理が複雑・困難化している。 (今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務の委託先と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また相続人を特定する調査等を行っているところだが、今後も引き続き適切な債権管理を行い、収入未済の早期解消に向けた取組を進めていく。 2) (発生原因の検証結果) 委託契約終了日に担当者が履行確認を行ったものの、事業完了報告書への履行確認の記載を失念していた。 (今後の対応策等) 指導後、速やかに事業完了報告書へ履行確認の記載を行った。今後は、留意事項として引継書に記載するなど、財務規則に則り適正な事務処理に努める。

監査対象所属 福祉保健部 国保援護課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月22日、8月4日 監査の結果 講じた措置 (指導事項) 1件 (収入1) 1) 山梨県収入証紙に係る証紙購入等代行事務において、申請者から現金等を受領し購入した収入証紙の領収書が保存されていなかった。 1) (発生原因の検証結果) 担当者の急な退職によりきちんと事務引継がされなかった結果、平成27年の収入証紙条例施行規則の取扱いの変更を把握していなかったため、適切な事務処理ができなかった。 (今後の対応策等) 申請があったときから、収入証紙条例施行規則等に基づき、金額等の確認の日付の記入、押印については、補助者等が行うとともに、領収書についても、県外居住者等あての領収書を徴することとする。 申請件数が少ないことから、事務の留意事項についてまとめたものを担当内で共有し、事務処理に連携のないようにする。
--

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課 (子どもの心のケア総合拠点整備室)
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年6月23日、8月4日

監査の結果

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①児童福祉施設入所児童保護者負担金
過年度分 19,242,690円
平成28年度分 4,298,253円
合計 先数 159件 23,540,943円

②雑入 (児童入所施設等措置費過私金返還金)
過年度分 先数 2件 108,440円

③雑入 (児童扶養手当の過私等の返納金)
過年度分 4,188,780円

平成28年度分 185,000円
合計 先数 20件 4,373,780円

【母子父子寡婦福祉資金特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 2,549,787円

平成28年度分 18,081円

合計 先数 7件 2,567,868円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 66,273円

平成28年度分 104,346円

合計 先数 4件 137,997円

④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 45,900円

平成28年度分 30,600円

合計 先数 1件 76,500円

講じた措置

1) (今後の対応策等)
現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。

①電話による納入指導

②文書による納入指導

③訪問による納入指導

④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置

⑤個々の状況に応じた納付方法 (分割納付)の採用等

⑥滞納処分のための財産調査 (児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る)

⑦各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催 (母子父子寡婦福祉資金に限る)

今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。

○平成29年度収納額 (平成29年11月末時点)

【一般会計】

①児童福祉施設入所児童保護者負担金
過年度分 684,260円

平成28年度分 466,038円

合計 先数 30件 1,150,298円

②雑入 (児童入所施設等措置費過私金返還金)なし

③雑入 (児童扶養手当の過私等の返納金)
過年度分 先数 2件 6,000円

【母子父子寡婦福祉資金特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 79,243円

平成28年度分 18,081円

合計 先数 4件 97,324円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)なし

③母子福祉資金貸付金償還金 (連納金)なし

④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 45,900円

平成28年度分 30,600円

合計 先数 1件 76,500円

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年6月22日、8月4日

監査の結果

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①児童措置費負担金
過年度分 先数 1件 221,090円

②児童福祉総務費負担金 (短期入所食費負担分)
過年度分 先数 3件 26,412円

③児童福祉総務費負担金 (心身障害者扶養共済掛金)
過年度分 先数 3件 617,500円

④心身障害者扶養共済年金返還金
過年度分 先数 1件 140,000円

⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金
過年度分 先数 14件 13,531,400円

⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入
過年度分 先数 14件 1,911,280円

⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金
過年度分 587,443円

平成28年度分 1,391,872円

合計 先数 34件 1,979,315円

講じた措置

1) (今後の対応策等)

①児童措置費負担金
当該負担金は、児童福祉法に基づき施設に児童を入所させる措置を行ったことに伴う、保護者からの負担金であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。

滞納者に対し納付の依頼を行っており、過年度分より順次納付する同意を得ている。今年に入ってから、納付が滞ってきているため、自宅を尋ねるなどし、滞らないよう、継続して納付を求めていく。

※平成29年11月末時点の未収金状況
過年度 先数 1件 221,090円

②児童福祉総務費負担金 (短期入所食費負担分)
当該負担金は、平成4～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。

住所から住民票の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明であるため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり、転居先を追跡可能であるため、文書などにより、引き続き納付を求めていく。

※平成29年11月末現在の未収金状況
過年度 先数 3件 26,412円

③児童福祉総務費負担金 (心身障害者扶養共済掛金)
当該負担金は、山梨県心身障害者扶養共済の加入者が、掛金として毎月納入するものであるが、加入者の収入が減ったこと等により、掛金が納入されず、滞納となっている。

滞納している加入者や家族に対して、文書や電話により督促を行うことや、加入者の死亡によって年金受給者に支給される年金を当該未納額と相殺することなどにより、今後未収金の回収に努めていく。

	<p>※平成29年11月末現在の未収金状況 過年度 先数 1件 383,500円</p> <p>④心身障害者扶養共済年金返還金 当該負担金は、年金受給権者が死亡したが、届出がされなかったため、過払いとなった年金の返還金である。 これまで、年金管理者に返還するよう通知を送付してきたところであり、平成29年7月19日に納付された。 ※平成29年11月末現在の未収金状況 なし</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金 当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 事務の委託をしている委託先とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。 ※平成29年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 12件 11,229,040円</p> <p>⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 事務の委託をしている委託先とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。 ※平成29年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 12件 1,568,866円</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けけるものである。 実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。 ※平成29年11月末現在の未収金状況 過年度分 先数 12件 1,568,866円</p>
--	---

	<p>償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。 ※平成29年11月末現在の未収金状況 過年度分 503,140円 平成28年度分 838,181円 合計 先数 17件 1,341,321円</p>
--	---

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	福祉保健部 医務課 平成28年度 平成29年6月27日、8月4日	
監査の結果		
(指導事項) 3件(収入1、財産1、契約1)		講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 2,791,500円 平成28年度分 535,800円 合計 先数 13件 3,327,300円 ②医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000円		1) (今後の対応策等) ①看護職員修学資金貸付金償還金 収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因と思われる。次の措置を継続実施した結果、先数2件、194,400円を削減した。 (平成29年12月11日時点) ・電話や文書による催告 ・随戸訪問による納入指導 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を本年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。 今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。 ②医師修学資金貸付金償還金 当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、同年12月に破産免責許可決定がなされた。 さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続により免責許可が決定されている。 債務者・債務者の保証人の破産免責許可によって、未収金157万円を回収できない事態が想定され、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく必要がある。 2) (発生原因の検証結果) 定例的に公有財産に係る事実変更を承認し、書類上の手続を徹底していったところであ

2) 出資・出捐による権利に係る公有財産台帳において、取得価格が相違しているものと及び出資先の名称(法人格)が変更されて

いるものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていなかった。

るが、週及した確認を失念しており、出資先の名称変更等に書類上の手続が行われなかったことが確認できていなかったことが原因である。

(今後の対応策等)
直ちに公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告手続を行う、公有財産台帳を最新の状態に改めたところである。課において所管する公有財産について、事実に変更が生じた際には、速やかに作業するよう、周知徹底を行う。公有財産の管理を所管する担当者は限られているため、引継書類や当該事務に係る法令や規則等を共有し、再発防止に努める。

3) 看護職員業務従事者届集計業務に関する委託契約書について、契約解除に関する違約金条項が、単価契約のものとなつていなかった。

3) (発生原因の検証結果)
単年度の委託業務である当該契約を締結する際に、平成27年3月31日付け出管第2138号出納局管理課長通知で示された契約書の標準様式(「①委託(単年度)」)を参照して当該契約書を作成したため、不適当な契約内容があるとは認識していなかった。
(今後の対応策等)
指導を受け、次回平成30年度の同事業実施の際に改めた契約書で契約ができるように、保存している契約書案を既に改定した。担当者の異動があつても、正しい契約内容となるよう事務引継ぎを徹底する。

監査対象所属	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	平成28年度
監査実施日	平成29年6月23日、8月4日

監査の結果

(指導事項) 1件(物品1)

1) 郵便切手類受払簿において、次のとおり不備があつた。
①平成28年9月2日及び10月11日に購入した郵便切手について、受払が記載されていなかった。
②備考欄に、購入先及び使用先が記載されていなかった。
③表の計算式が正しくなかったため、受高と払高の累計が、誤って記載されていた。

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)
①業務多忙により、受払後直ちに記載しなかったため。
②備考欄に購入先及び使用先を記載するものという認識が不足したため。
③引継がれたエクセル表を使用して、受払簿を管理していたが、計算式が正しくなかったことに気がつくことができなかったため。
(今後の対応策等)
①受払があつた場合、直ちに記載することを徹底した。
②③郵便切手類受払簿の備考欄の記載方法の周知徹底及びエクセル表の計算式を修正した。

今後は、定期的に、受払簿と現品のチェックを行い、再発防止に努める。

監査対象所属 森林環境部 大気水質保全課

監査対象期間 平成28年度
監査実施日 平成29年6月20日、7月28日

監査の結果

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に係る損害賠償金
過年度分 先数 1件 450,000円

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)
平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立(和解内容)
・A社：契約金額の30% (588万4,200円)
・B社：契約金額の30% (126万円)
・C社：契約金額の20% (107万9,400円)を7年の分割弁済
(弁済の状況)
A社とB社は、一括弁済完了。
C社は7年(年1回)の分割弁済となつており、毎年期限内に弁済されている。(平成25年から平成28年分は弁済完了、平成29年分については平成29年11月9日に納付書を送付済)
(今後の対応策等)
平成31年まで支払が続くことから、賠償金が支払われるよう毎年納付書を送付する等事務処理を適切に行うとともに、ホームページで営業状況を確認する等、不測の事態に備え監視を続けていく。

監査対象所属 森林環境部 環境整備課

監査対象期間 平成28年度
監査実施日 平成29年6月14日、7月28日

監査の結果

(指導事項) 2件(収入1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分 先数 3件 198,721,509円
②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金
過年度分 先数 10件 2,027,000円

講じた措置

1) (今後の対応策等)
①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
○ 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行つておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、現在、行方不明であるため所在確認中である。
昨年度は、法人・個人の住民票や戸籍、法人登記簿の取得による現状調査に加え、個人の債務者については、過去の居住地にかかる固定資産調査、兄弟、子供